

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認近畿地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	12 件
厚生年金関係	12 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	7 件
厚生年金関係	7 件

近畿（京都）厚生年金 事案 14353

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和58年1月4日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万円にすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年12月29日から58年1月4日まで

厚生年金保険の加入記録を年金事務所に確認したところ、B社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答を受けた。私は、昭和57年3月に同社に採用され、関連会社のA社に配属されたが、申立期間は、同社からB社に異動となった時期であり、その間も退職することなく継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、申立人から提出された退職所得の源泉徴収票、B社の回答及び複数の元同僚の陳述から判断すると、申立人は、申立期間において、A社及びB社に継続して勤務し(A社からB社に異動)、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人及び複数の元同僚が「申立期間は年末年始の休業日であり、年明けの1月4日からB社に出社した。」と陳述していること、及びA社の清算人でB社の会長が「昭和57年12月の給与はA社が支払い、厚生年金保険料も控除したはずである。」旨回答していることから判断すると、昭和58年1月4日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和57年11月の社会保険事務所(当時)の記録から、11万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、前述のA社の清算人は不明としている上、申立期間当時の事業主及び役員は所在不明のため聴取することができず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

近畿（兵庫）厚生年金 事案 14354

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間に係る標準賞与額の記録を、平成16年12月10日は15万7,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月

年金記録に係る事実確認の通知が年金事務所から届き、申立期間の賞与に係る記録が無いことが分かった。申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A銀行から提出された申立人名義の預金口座取引記録及び複数の元同僚から提出されたB社発行の賞与支給明細書を検証した結果並びに当該元同僚の陳述から判断すると、申立人は、平成16年12月10日に賞与の支払を受け、その主張する標準賞与額（15万7,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業所は資料が現存せず不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成18年6月21日は25万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和57年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年6月

賞与支払に関する記録に係る事実確認の通知が年金事務所から届き、A社B支店に勤務した期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成18年6月に係る賞与一覧表、同社の回答及びC健康保険組合の加入記録から、申立人が同年6月21日に賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、前述の賞与一覧表の厚生年金保険料控除額から25万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当時の保険料納付に係る資料を保管しておらず、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

近畿（京都）厚生年金 事案 14356

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成 15 年 12 月 10 日は 36 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 53 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 12 月

賞与支払に関する記録に係る事実確認の通知が年金事務所から届き、A社 B支店に勤務した期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成 15 年 12 月に係る賞与一覧表、同社の回答及びC健康保険組合の加入記録から、申立人が同年 12 月 10 日に賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、前述の賞与一覧表の厚生年金保険料控除額から 36 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当時の保険料納付に係る資料を保管しておらず、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における資格取得日に係る記録を昭和33年10月29日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年10月29日から34年10月1日まで

私は、A社で昭和21年から56年4月まで継続して勤務したが、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。申立期間の給与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、B社から提出された退職者一覧台帳並びに同社及びD健康保険組合の回答から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（A社E工場から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、元同僚の一人が「申立人は私より先にA社C工場に異動となったと思う。私自身は、昭和33年の暮れまで同社E工場勤務し、34年の初めから同社C工場勤務するようになった。」旨陳述していることから判断すると、昭和33年10月29日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C工場における昭和34年10月の社会保険事務所（当時）の記録から1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社は、保険料を納付したか否か不明としており、このほかに

確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

近畿（大阪）厚生年金 事案 14358

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和40年8月15日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年8月15日から同年9月27日まで
年金事務所から送付された「第三者委員会によるあっせん事案における同僚へのお知らせ文書」により、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の被保険者記録が無いことが分かった。

申立期間も退職することなく継続してA社に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、B健康保険組合の加入記録及び元同僚の陳述から判断すると、申立人は、申立期間もA社に継続して勤務し（A社C事業所から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、前述の同僚は申立人と一緒に異動した旨陳述しているところ、A社が保管する当該同僚に係る人事記録によると、辞令発令日は昭和40年8月15日と記録されていることから、同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和40年9月の社会保険事務所（当時）の記録から3万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しており、このほかに確認できる関連

資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

近畿（兵庫）厚生年金 事案 14359

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和35年6月27日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年6月27日から同年7月1日まで

年金事務所から送付された「第三者委員会によるあっせん事案における同僚へのお知らせ文書」により、C社及びA社に勤務していた期間のうち、申立期間の被保険者記録が無いことが分かった。申立期間は、会社の統合・分離により転籍した時期であるが、継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の陳述及び申立人と同職種の元同僚から提出された給与明細書から判断すると、申立人は、申立期間においてA社に継続して勤務し（C社からA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、前述の給与明細書及び元同僚が「昭和35年6月頃に、申立人と一緒にA社D営業所に赴任した。」と陳述していることから判断すると、昭和35年6月27日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和35年7月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万6,000円とすることが妥当である。

一方、年金事務所の記録によれば、A社は、昭和35年7月1日に厚生年金保険の適用事業所となっているが、それ以前は申立期間を含めて適用事業所とし

での記録が無い。

しかし、A社に係る商業登記簿謄本によると、同社は、昭和35年5月*日に設立されており、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、同社が厚生年金保険の適用事業所となった同年7月1日に14人が被保険者資格を取得している上、その14人の中には申立人と一緒に同年6月27日にC社における被保険者資格を喪失している5人（申立人を含む。）が含まれていることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、前述のとおり、申立期間においてA社は、適用事業所としての要件を満たしていながら社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和61年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年7月31日から同年8月1日まで

年金事務所からA社に勤務した同僚の年金記録が訂正された旨の案内があったので、自身の年金記録を照会したところ、申立期間に厚生年金保険の被保険者記録が無いことが判明した。

私は、昭和61年4月にA社に入社し、申立期間に親会社のC社（現在は、B社）に転籍したが、平成6年8月に退職するまで勤務していたので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の陳述及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は、申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（A社からC社に転籍）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人に係る雇用保険の加入記録から、昭和61年8月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和61年6月の社会保険事務所（当時）の記録から、11万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明と回答しているが、事業主がA社における申立人の資格喪失日を昭和61年8月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこ

れを同年7月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和61年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年7月31日から同年8月1日まで

年金事務所からA社に勤務した同僚の年金記録が訂正された旨の案内があったので、自身の年金記録を照会したところ、申立期間に厚生年金保険の被保険者記録が無いことが判明した。

私は、昭和56年2月にA社に入社し、申立期間に親会社のC社（現在は、B社）に転籍したが、62年10月に退職するまで勤務していたので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の陳述、雇用保険の加入記録、申立人から提出された給与明細書及び昭和61年分の給与所得の源泉徴収票から判断すると、申立人は、申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（A社からC社に転籍）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人に係る雇用保険の加入記録から、昭和61年8月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人から提出された昭和61年1月から同年12月までの給与明細書（7月分を除く。）及び同年分の給与所得の源泉徴収票等において推認できる報酬月額から、17万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行につい

ては、事業主は不明と回答しているが、事業主がA社における申立人の資格喪失日を昭和61年8月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年7月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間に係る標準賞与額の記録を20万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年12月19日

年金事務所から、申立期間当時の同僚の年金記録が訂正された旨の案内があったので、私自身の記録を確認したところ、A社から支給された申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。申立期間に賞与が支給されたことは間違いないので、標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された預金通帳、B県C市から提出された申立人に係る平成21年度市・県民税課税回答書及びA社の元従業員の陳述から判断すると、申立人は、申立期間において、同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、預金通帳により確認できる賞与振込額及び平成21年度市・県民税課税回答書等から推認できる厚生年金保険料控除額から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は平成21年11月3日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、元事業主は不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）本社における資格取得日に係る記録を昭和42年11月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年11月21日から同年12月20日まで
勤務していたA社C事業部のD部門が改組され、所属がE事業部に変更された時期である申立期間が、厚生年金保険の空白期間となっている。
当該期間も継続して勤務していたことは、昭和43年上期賞与明細の考課期間から明らかなので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された人事記録、F健康保険組合の被保険者記録、雇用保険の被保険者記録、申立人から提出された昭和43年上期賞与明細書の考課期間（昭和42年10月16日から43年4月15日まで）及び複数の同僚の陳述から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（A社G営業所から同社E事業部（厚生年金保険の適用事業所はA社本社）に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、複数の同僚は、「申立人は、昭和42年11月21日にA社E事業部に異動した。」と陳述していることから、同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社本社における昭和42年12月の社会保険事務所（当時）の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について

は、事業主は不明と回答しているが、事業主から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書における資格取得日が昭和42年12月20日となっていることから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

近畿（大阪）厚生年金 事案 14364

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日及び同社B出張所における資格取得日に係る記録を昭和29年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年2月27日から同年4月1日まで

私がA社に勤務した期間のうち、同社から同社B出張所に転勤した際の厚生年金保険の加入記録に空白が生じているが、申立期間も継続して勤務していたことに間違いはないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する申立人と一緒に異動した同僚の労働者台帳の記載及び複数の同僚の陳述から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（A社から同社B出張所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人と一緒に異動した上記同僚の労働者台帳により、昭和29年3月1日にA社B出張所に異動したことが確認できることから同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和29年1月及び同社B出張所における同年4月の社会保険出張所（当時）の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日及び取得日に係る届出を社会保険出張所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

近畿（京都）厚生年金 事案 14365

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年4月1日から31年6月1日まで
厚生年金保険の加入記録を年金事務所に照会したところ、A社で勤務していた申立期間の被保険者記録が無いことが分かった。
しかし、申立期間は、A社に入社し、同社B事業所においてC業務に従事した期間であり、厚生年金保険に加入していたはずなので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶する申立期間当時のA社の状況が、同社に係る閉鎖登記簿謄本の記載内容等と符合していることから、申立人が同社に勤務していた可能性がうかがえる。

しかしながら、オンライン記録及び適用事業所名簿において確認したが、A社が厚生年金保険の適用事業所となった記録は見当たらない上、申立人が記憶するA社の事業主、複数の役員及び同社B事業所の所長が申立期間に厚生年金保険の被保険者となった記録も確認できない。

また、前述の閉鎖登記簿謄本の記録によると、A社は昭和49年に解散しており、前述の事業主等の所在は不明であり、申立人は同社及び同社B事業所の同僚の氏名を記憶していない上、D業務組合が保管する申立期間当時の組合員名簿に、同社に係る記載は見当たらず、これらから、申立期間当時の同社及び申立人の状況等を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料は無く、保険料控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

近畿（大阪）厚生年金 事案 14366

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 2 月 23 日から同年 7 月 14 日まで

夫の厚生年金保険の加入記録を年金事務所に照会したところ、夫がA社に勤務していた期間のうち、申立期間の被保険者記録が無いことが分かった。夫は申立期間も同社に継続して勤務しており、平成3年には永年勤続の表彰を受けていることから、記録が無いことは納得できない。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として訂正してほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係るA社発行の永年勤続表彰状が提出されているところ、申立期間当時の事業主は、「当時の資料は既に無い上、申立期間当時、当社の工場が被災したことから、従業員のほぼ全員について、一時解雇の形をとった。」旨陳述しており、当該表彰状については「申立人の会社への貢献に対する感謝の印として表彰したものであり、途中で数か月の空白期間があったとしても、そのことは問題ではない。」と回答している。

また、A社の被災については、昭和53年*月*日付けのB新聞の朝刊に、同社の工場が被災した旨の記事が掲載されており、前述の事業主の陳述と符合している。

さらに、前述の事業主は、当該一時解雇時における従業員の厚生年金保険に関する取扱いについて、「厚生年金保険被保険者資格の喪失手続を行った。そのうちの一部の従業員については、工場が再開した時点で改めて厚生年金保険に加入させた。厚生年金保険に加入していない期間について、会社から給与を支払っておらず、厚生年金保険料も控除していない。」旨陳述してい

るところ、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を見ると、同社従業員の3人を除く昭和53年1月31日時点の被保険者24人のうち20人（申立人を含む。）が同年2月に、残りの4人も同年3月から同年6月までに被保険者資格を喪失しており、このうちの11人が、同年7月14日に同社において被保険者資格を再取得していることが確認できる。

加えて、オンライン記録によると、当該11人については、A社における被保険者資格の喪失から再取得までの期間において、他社での被保険者記録も見当たらず、申立人と同様、厚生年金保険被保険者期間に空白期間が生じていることが確認できる。このうちの2人は、「申立期間は、工場の被災により休業状態になっていた期間であり、その間に給与は無く、厚生年金保険に加入していなかったことも承知している。」としており、そのうちの1人は、「給与が無く雇用保険の基本手当を受給していたので、申立期間は厚生年金保険料を控除されていなかった。」旨陳述している。

また、A社は平成14年に閉鎖しており、このほかに申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料は無く、保険料控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

近畿（京都）厚生年金 事案 14367

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 5 月 5 日から 37 年 2 月 1 日まで

厚生年金保険の加入記録を年金事務所に照会したところ、A事業所に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。

A事業所には、昭和 34 年 10 月から 43 年 1 月まで継続して勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたと思うので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所の元事業主の親族及び同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録が有る元同僚の陳述から判断すると、申立人が申立期間も同事業所に継続して勤務していたことが推認できる。

しかし、A事業所は、平成 3 年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、元事業主は既に死亡しているため、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料控除の状況等を確認することができない。

また、前述の元事業主の親族は、「社会保険事務は事業主が行っていたので、詳細は分からないが、申立期間当時、必ずしもA事業所に在職している全ての従業員が厚生年金保険に加入していたわけではなかった。健康保険被保険者証が必要になったときに社会保険に加入することがあった。」と陳述している。

さらに、前述の被保険者名簿及び健康保険厚生年金保険被保険者原票を見ると、申立期間に、申立人のほか 4 人について、A事業所における被保険者期間に空白期間が生じているところ、このうち所在の判明した 1 人は、「私は、A事業所を途中で退職又は長期間休業したことは無かった。また、厚生年金

保険料の控除については分からない。」と陳述している。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料は無く、保険料控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

近畿（大阪）厚生年金 事案 14368

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 52 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 12 月 20 日

年金事務所から賞与支払に関する事実確認の通知が届き、A社から支給された申立期間の賞与の記録が無いことが判明した。申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、申立期間の賞与を標準賞与額の記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された預金通帳の写しを見ると、申立人が主張する平成 17 年 12 月 20 日にA社から 2 万円の入金が確認できる。

しかしながら、A社の事業主は、「正社員としての勤務期間が短い従業員等は、賞与の支給日において、寸志程度の額で厚生年金保険料等を控除せずに支給することがあった。入金額に端数が無いのであれば、支給額から厚生年金保険料等を控除していないと思う。」旨陳述している。

また、複数の元従業員から提出された賞与支払明細書を見ると、賞与欄に金額が記されているものと、寸志欄に金額が記されているものとの2種類が有り、双方ともに、差引支給額欄に記されている額と同一額を指定銀行に振り込む旨が記されているところ、前者においては、その賞与から厚生年金保険料等が控除され差引支給額欄に 1 円単位の金額が記されている一方、後者においては、厚生年金保険料等が控除されておらず差引支給額欄には寸志欄と同額の数万円単位の金額が記されていることが確認できる。

これらのことから判断すると、申立期間の入金については、寸志として支給されたものと推認され、厚生年金保険料が控除されていたとは考え難い。

さらに、前述の事業主は、「当時の資料は無く、事業所として申立てどおりの賞与の支給及び届出を行ったか否かは不明である。」旨回答していることか

ら、申立人の申立期間に係る賞与の支給及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料が、賞与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

近畿（兵庫）厚生年金 事案 14369（兵庫厚生年金事案 214、2045、4205 及び 4624
の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年6月1日から36年5月31日まで

私は、A社を退職した翌日の昭和31年6月1日から父が経営するB社に入社し、45年12月1日まで勤務していた。

申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無いことから、年金記録確認兵庫地方第三者委員会（当時。以下「兵庫委員会」という。）に記録の訂正を申し立てたところ、申立てを認めることができないとして、平成20年10月29日付け、22年8月30日付け、23年10月3日付け及び24年2月27日付けで、通知を受け取ったが納得できない。

私は、病気のため、申立期間も、通院しながら勤務を続けており、健康保険被保険者証も無しに勤務していたとは考えられず、厚生年金保険にも当然加入していたはずである。

今回、改めて診断書を提出するので、再度調査の上、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

過去4回の申立てについて、申立人が申立期間にB社に勤務していたことは認められるが、i) 同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）において、申立期間当時の健康保険整理番号に欠番は無い上、申立人が同社で経理事務を行っていたとしている申立人の兄の妻及び同僚一人についても、同社における厚生年金保険に係る記録が無いことから、事業主は、当時、一部の従業員について厚生年金保険の加入手続を行っていなかったと考えられ、申立人においては、一定期間加入していなかったものと推認されること、ii) 申立期間当時、同社がC業務申請を行う際には、申請者自

身の厚生年金保険被保険者証が必要であったとして、申立人が当時の状況を知る者として名前を挙げた3人に照会したものの、申立人が主張する当該申請手続において、同被保険者証の提示が必要であったとの陳述が得られないこと、iii) 申立人は、D県E市には社会保険事務所(当時)が2事務所あることから、同社を管轄しているF社会保険事務所(当時)に記録が無くても、G社会保険事務所(当時)に記録がある可能性があるとして主張しているが、日本年金機構H事務センターによると、申立期間当時、同市を管轄する社会保険事務所(当時は、社会保険出張所)は1か所であったとしていること、iv) オンライン記録及びD県内の社会保険事務所に係る事業所台帳を一括して管理する同センターに確認しても、申立人が、被保険者記録が保管されている可能性があるとして主張するI社及びJ社という名称の厚生年金保険の適用事業所は見当たらないこと、v) 申立人が入社した頃に被保険者資格を取得している当該女性従業員二人は、いずれも連絡先不明のため、照会することができないこと、vi) 申立人が、申立期間当時に健康保険被保険者証を使用して通院したとして名前を挙げた2医療機関は、いずれも「当時のカルテを保管しておらず、申立人の記録は確認できない。」と回答していること、vii) 申立人から提出された複数の医療機関の診断書等に、「病名」の記載が確認できるものの、申立期間当時の診療の状況及び健康保険被保険者証の状況に係る記載は無い上、申立人が、申立期間当時に同被保険者証を使用して通院したとして名前を挙げたK病院は、既に廃業しているため、申立期間当時、会社の同被保険者証を使用して通院していたとする申立人の主張を裏付けることができないこと、viii) B社に係る被保険者名簿によると、申立人の資格取得日はオンライン記録と同日の昭和36年5月31日であることが確認できる上、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿及び申立人が所持する年金手帳(平成4年12月に再交付されたもの)において確認できる、申立人の同社における厚生年金保険被保険者記号番号に係る資格取得日は、いずれも同年5月31日となっており、記録相互に不自然な点は見当たらないこと、ix) I社に係る法人登記簿謄本によると、申立人は、申立期間中の33年1月20日に同社の理事に就任していることが確認できることから、申立期間当時の同社の代表理事、理事及び監事の被保険者記録を調査したものの、申立期間において、B社のほかに、申立人が主張する名称の事業所(I社、J社及びL社、並びにこれらに類似する名称の事業所)に係る被保険者記録を有する者は見当たらないことなどを理由として、兵庫委員会の決定に基づき、年金記録の訂正のあっせんは行わないとの判断を行った旨、平成20年10月29日付け、22年8月30日付け、23年10月3日付け及び24年2月27日付けで、通知が行われている。

今回、申立人は、「病気であることから、申立期間も、健康保険被保険者証が必要だった。改めて診断書を提出するので再調査してほしい。」などを理由として申立てを行っているが、当該診断書は既に前回までの申立ての際に提出

されたものと同様の内容であり、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除を確認できる資料ではない上、申立人の主張を聴取しても、前回までの内容と同様であり、保険料控除をうかがわせる新たな事情も見当たらないことから、今回の再申立てに当たり申立人から提出された診断書及び申立人の主張は、兵庫委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに同委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

近畿（福井）厚生年金 事案 14370

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 26 年 7 月 10 日から 29 年 12 月 30 日まで
年金事務所に照会したところ、A社で勤務した申立期間の脱退手当金が支給されているとの回答であった。

しかし、脱退手当金を請求した記憶は無く、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に勤務していたA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人の健康保険整理番号の前後各 50 人のうち、申立人と同時期（おおむね前後各 2 年以内）に資格を喪失し、脱退手当金の受給要件を満たす女性 11 人について脱退手当金の支給記録を確認したところ、申立人を含む 9 人に支給記録が確認でき、そのうち 8 人は資格喪失後 6 か月以内に支給決定（当該 8 人のうち 3 人は支給決定日が同日であり、そのうち 2 人は資格喪失日も同日である。）されている上、申立期間当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の支給を示す記載が確認できるとともに、申立期間の脱退手当金は、支給金額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失日から約 1 か月後の昭和 30 年 2 月 11 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかがえない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

近畿（兵庫）厚生年金 事案 14371 （兵庫厚生年金事案 3841 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 9 月 20 日から 47 年 10 月 1 日まで
② 昭和 47 年 10 月 1 日から 48 年 10 月 1 日まで

私は、前回、昭和 46 年 9 月から 50 年 8 月までの期間に A 社の社長の親族の紹介で B 社において C 業務に従事していたのに、厚生年金保険の被保険者記録が欠落していると申し立てたところ、当該期間の被保険者記録を認めることができないとして、年金記録確認兵庫地方第三者委員会（当時。以下「兵庫委員会」という。）から通知を受けたが納得できない。

今回、申立期間①について、B 社の取引先の関係上、当該期間に同社が厚生年金保険に加入していなかったとは考えられないので、年金記録を訂正してほしい。

また、申立期間②について、前回は、年金事務所から D 事業所が厚生年金保険に加入していないとの説明を受けたので、同事業所に係る申立てを行わなかったが、私は、当該期間に B 社の下請である D 事業所において C 業務に従事し、給料から厚生年金保険料が控除されていたので年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①に係る申立てについては、申立人は B 社の所在地及び業務内容を記憶しており、同社は「申立人の陳述から判断すると、勤務期間は不明であるが勤務していたと思われる。」と回答している上、同社の元従業員のうちの一人が申立人のことを記憶していることから、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。しかし、i) 同社は、「昭和 54 年以前の書類は廃棄しており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について調査できない。」と回答し、当時の事業主及びその親

族も、「申立人を記憶していない。」と陳述しており、申立人の申立期間における厚生年金保険の加入状況について確認できない上、同社は、「厚生年金保険料を給与から控除しておきながら、加入手続を行わないことは考え難い。」と回答していること、ii) 申立人は、「A社の社長の親族の紹介でB社に入社した。」と陳述しているが、申立人が紹介してもらったとするA社の社長の親族は、「当時のことを記憶していない。」と陳述している上、申立人のことを記憶しているとする上記のB社の元従業員も「申立人の勤務期間は覚えていない。」と陳述しており、申立人の勤務期間に係る陳述が得られないこと、iii) 同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和47年10月1日であり、申立期間のうち、46年9月から47年10月1日までは同社が適用事業所となる前の期間である上、申立人は、「B社で勤務したのは1年ないし2年ぐらいであり、申立期間中の1年ないし2年ぐらいは、同社を退職後、別の事業所で勤務した期間である。」と陳述していることなどから、既に兵庫委員会での決定に基づき年金記録の訂正のあっせんは行わないとの判断を行った旨、平成23年7月25日付けで、通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、「B社の取引先の関係上、当該期間に同社が厚生年金保険に加入していなかったとは考えられない。」と主張しているが、これは兵庫委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに同委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

2 申立期間②について、申立人は、「B社の下請であるD事業所において、C業務に従事していた。」と主張している。

しかしながら、D事業所の元事業主は、「申立人にE業務を回したことはあるが、雇ったことはない。申立人は当事業所では勤務していない。」と回答しており、申立人の申立期間②における勤務実態を確認することができない。

また、D事業所の元事業主は、「申立期間当時、当事業所は厚生年金保険に加入していない。」と回答している上、オンライン記録及び事業所名簿検索システムによると、D事業所が厚生年金保険の適用事業所であった記録は見当たらない。

さらに、申立期間②に係る従業員数（事業主及びその妻を除く。）について、申立人は、「D事業所は個人事業所であり、常勤従業員は、私とパートが1人ないし2人であった。」と陳述している上、元事業主の妻も、「パートが2人ないし3人の個人事業所であった。」と陳述していることから、D事業所は、当時、厚生年金保険の適用事業所となるべき従業員数（常時5人

以上)を満たしていなかったことがうかがえる。

このほか、申立人が申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。